

第 7 章

人材育成に向けた支援・施策

1

知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。

本節では、それらの人材育成の取組について紹介する。

(1) グローバルに活躍できる知財マネジメント人材の育成

特許庁では、知的財産を事業戦略に巧みに活用できるグローバル知財マネジメント人材を育成するため、2014年度より「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014年度～2016年度）」を、2015年度より「英語知財研修プログラム推進事業（2015年度～2016年度）」を実施している。

① グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014年度～2016年度）

本事業は、我が国企業の収益拡大及び競争力強化のために、知的財産を経営戦略に活用できるグローバル知財マネジメント人材の育成・確保を目的として実施しているものである。なお、知的財産政策に関する基本方針においても「我が国の企業におけるグローバルな事業展開を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人財の育成・確保」について、「政府が主体となってその育成・確保を推進する」と謳われている。

本事業では、外部有識者から構成される委員会において、グローバル知財マネジメント人材の人材像・必要とされるスキルや知識を特定し、開発すべき研修テーマの選定を行い、企業経営幹部、経営企画・事業部門の管理職等を対象に、研修プログラムの策定、教材等（自己学習用教材、知財ケース教材（長編・短編）、教材指導ガイド）等の開発を行い、

効果の検証のために検証研修を行うサイクルを3か年実施する。

また、検証研修を通して得られたフィードバックの内容に応じて、開発した研修プログラム及び教材等を修正等行い、最終年度である2016年度に研修プログラムを完成させる。民間企業、民間団体、専門職大学院等の人材育成機関に対しては、開発した研修プログラム及び教材等の活用を促すべく、周知・普及を行い、我が国企業等の国際競争力強化に貢献できる人材の育成・確保を推進する。

本事業2年度にあたる2015年度においては、(i) イノベーションマネジメント（主に、企業経営幹部、経営企画部門の管理職向け）、(ii) オープンイノベーションの仕組みとしてのコーポレート・ベンチャリング（主に、事業部門の管理職向け）、(iii) イノベーションのためのデザイン・ブランド戦略（主に、事業部門の管理職向け）、(iv) イノベーションとネゴシエーション（主に、交渉タスクフォースのリーダー向け）の4テーマについて研修プログラム及び教材等を開発し、それぞれ検証研修を実施した。

また、本事業の一環として、2016年3月16日に、経営幹部として求められる人材像や人材育成の在り方について考える機会の提供として、「経営幹部のためのグローバルイノベーション～IoT・ビッグデータ・人工知能を活用した新たなビジネスモデルと知的財産・標準化戦略～」と題したシンポジウムを開催した。伊藤長官による冒頭挨拶に続き、株式会

社クボタの飯田専務執行役員及び、IBM コーポレーション 知的財産最高責任者のMark J. Ringes 氏から、各社の IoT、ビッグデータ、人工知能を活用した先進的なビジネスモデルについての講演の後、本事業委員会の委員を含む6名の有識者によるパネルディスカッションを行った。346名（登壇者、随行者、事務局除く）の参加者全員が熱心に聞き入り、

シンポジウム後回収したアンケート調査でも、満足度の5段階評価において4段階以上を回答した割合は7割を超え、また、本事業で開発して欲しい研修テーマについての要望も積極的に回答されるなど、グローバル知財マネジメント人材についての関心の高さがうかがわれた。



Mark J. Ringes 氏（IBM コーポレーション リーガル部門 知的財産最高責任者）による基調講演



飯田聡専務執行役員（株式会社クボタ 専務執行役員 研究開発本部長、水・環境総合研究長）による基調講演



パネルディスカッションの様子

②英語知財研修プログラム推進事業 （2015年度～2016年度）

本事業は、我が国企業のグローバルな事業展開の中で海外企業と渡り合って知財活用を構想・実施できる人材の育成・確保の場の基盤整備を図るべく、優秀な知財人材を我が国において恒常的に確保・育成するためのシステム導入に向けた呼び水とすることにより、我が国企業のグローバル事業活動を活発化し我が国企業の国際競争力を強化するための基盤を形成することを目的に実施しているものである。なお、知的財産政策ビジョンにおいても、「日本の知財システムをグローバルに展開すること及びグローバル知財人材を確保することを目的とした知財教育プログラム（英語を基本）を設け、着実に実行する体制を確立することが謳われている。

本事業では、外部有識者から構成される委員会において、英語知財人材の育成に必要と

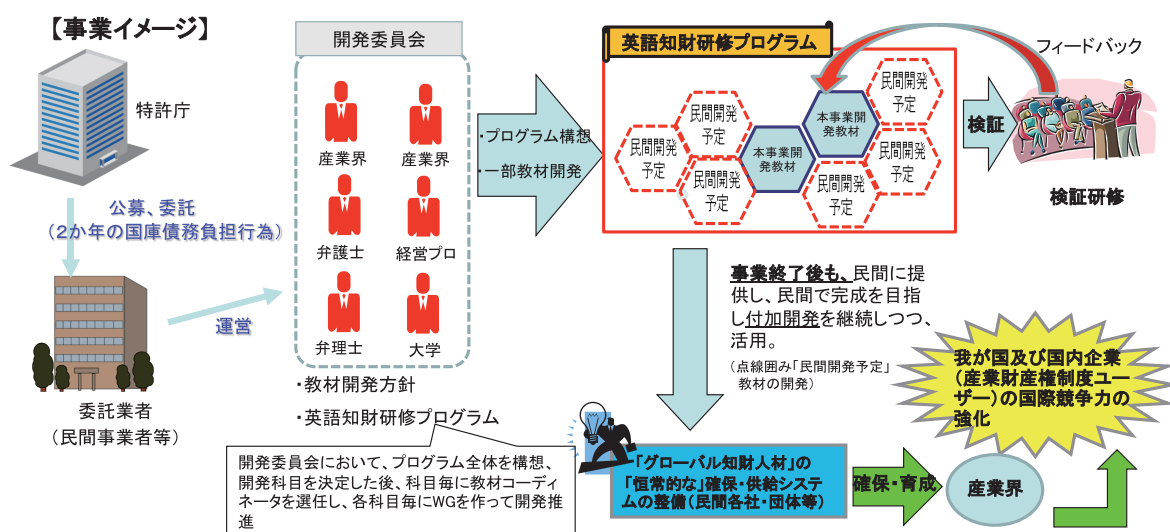
なる研修プログラムの全体構成及び必要となる科目を構想した上で、各企業の有する知財人材育成等の知見・経験・ノウハウを結集して本事業で開発すべき教材（全て英語。教材本体の他、各科目について事前・事後の自己学習用のeラーニング教材、教材指導ガイドを予定）の5科目を特定し、科目毎に産・学・プロフェッショナルの多様な有識者からなるWGを構成し、暫定版のプログラム及び教材開発を進めている。2年度目の2017年2月頃を目処に教材等を用いた効果確認のための検証研修を実施し、検証研修を通じて効果等を検証した上で、民間等に提供し活用を図る予定である。

現在開発中の5科目の暫定のタイトル（及び概要）は、それぞれ、科目1「グローバルビジネス戦略概論」（近年の事業環境の変化を踏まえ、グローバルな事業展開に知財や標準を活用するための基本的な考え方を学

ぶ。)、科目2「テクノロジーソーシング・M&A戦略(仮題)」(オープンイノベーションのうち、外部の知識を社内に取り込む形態であるインバウンド型のテクノロジーソーシングに焦点を当て、近年の新たな動向や実行方法を学ぶ。)、科目3「ライセンスングエコシステム〜ライセンスによる多角的アライアンス」(異業種や複数企業等の多様な主体とのアライアンスを前提とした近年のライセンスと、ライセ

シスを通じて自社の事業を優位に進める戦略を学ぶ。)、科目4「ライフサイエンス業界の事業戦略と知財マネジメント」(製薬、医療機器、再生医療等のライフサイエンス業界の事業戦略を踏まえた知的財産マネジメントを学ぶ。)、科目5「事業ポートフォリオの転換と知財マネジメント」(事業環境の変化を背景とした事業のポートフォリオ転換と、それに伴う知的財産マネジメントの対応を学ぶ。)である。

2-7-1 図 英語知財研修プログラム推進事業（2015 年度～2016 年度）の事業イメージ



(2) 知的財産専門人材の育成

①弁理士の育成

経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの国際特許出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高

まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。

【2000 年改正】

- ・ 弁理士試験の簡素合理化
- ・ 利用者のニーズの多様化に応じた業務の
拡大

【2002 年改正】

- ・ 特定侵害訴訟¹（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る）における訴訟代理権の付与

【2007 年改正】

- ・弁理士の有する専門的知見を活用できる

1 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟。

分野について業務を拡大

- ・ 弁理士の裾野拡大のため、弁理士試験の免除の拡大
- ・ 弁理士の資質の維持及び向上に向けた研修制度の創設
- ・ 名義貸し禁止規定の導入

【2014 年改正】

- ・ 弁理士の使命の明確化
- ・ 発明等の保護に関する相談業務の明確化
- ・ 弁理士の利益相反行為の緩和

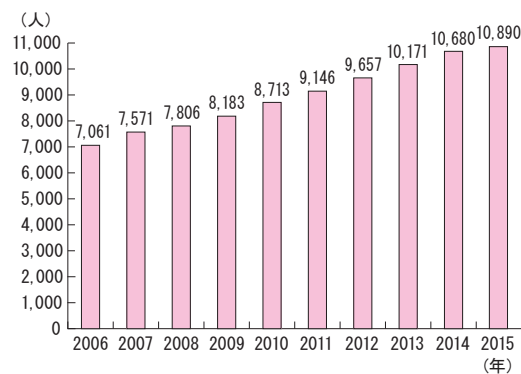
また、知的財産に関する専門家・人的基盤としての弁理士の育成・確保を図る措置の一環として、弁理士試験の充実を図るための弁理士法施行規則の改正を行った（2014 年 12 月）。2016 年度から実施される新試験では、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験へ科目別合格基準を導入するとともに、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験（選択科目）における選択問題の集約を行う。

これらの制度改正を経て、弁理士の数は増

加傾向にあり、2015 年末時点で 10,890 人となっている。弁理士数の増加に伴い、2000 年法改正の前には弁理士が主たる事務所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在していたが、現在では、大半の弁理士が大都市に定着しているといった形での地域偏在は残っているものの、弁理士ゼロ地域については解消されている。

また、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士¹の数も同様に増加傾向にあり、2015 年末時点で 3,092 人である。

2-7-2 図 弁理士数の推移



（備考）2015 年 12 月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編 第 6 章 3. (1)

2-7-3 図 弁理士の都道府県分布

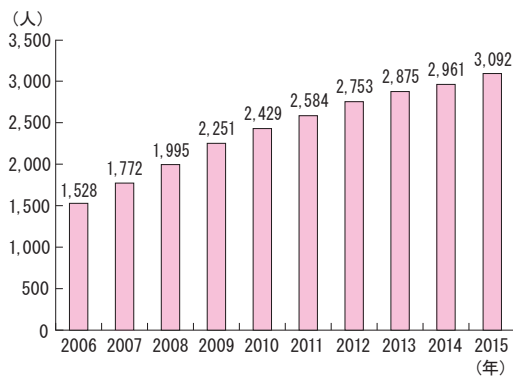
事業所所在地	人数		事業所所在地	人数		事業所所在地	人数	
	1999 年	2015 年		1999 年	2015 年		1999 年	2015 年
北海道	7	42	静岡県	24	64	山口県	1	8
青森県	0	5	愛知県	161	558	徳島県	3	11
岩手県	2	3	三重県	4	21	香川県	4	14
宮城県	5	23	新潟県	7	19	愛媛県	2	12
秋田県	3	8	富山県	5	18	高知県	1	7
山形県	4	5	石川県	4	15	福岡県	31	91
福島県	3	10	福井県	6	13	佐賀県	0	6
茨城県	17	135	滋賀県	8	70	長崎県	1	2
栃木県	5	33	京都府	45	218	熊本県	4	10
群馬県	9	29	大阪府	595	1,646	大分県	1	5
埼玉県	51	177	兵庫県	60	278	宮崎県	2	9
千葉県	84	203	奈良県	6	55	鹿児島県	2	9
東京都	2,814	5,977	和歌山県	2	10	沖縄県	2	7
神奈川県	231	788	鳥取県	2	4	国 外	(統計なし)	81
山梨県	2	13	島根県	0	3			
長野県	13	53	岡山県	14	27			
岐阜県	19	52	広島県	12	43			
						計	4,278	10,890

（備考）主たる事務所を置く弁理士数をカウントしている。また、2015 年 12 月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編 第 6 章 3. (2)

1 訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることことができる。

2-7-4 図

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移



(備考)2015年12月末における値に基づいている。

(資料)日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

2-7-5 図

日米の弁理士等知的財産専門人材の数

日 本	
弁理士	10,871 人
(うち弁護士)	380 人)

米 国	
Patent Attorney ¹	33,181 人
Patent Agent ²	11,037 人

(備考)日本：2016年3月末における日本弁理士会への登録人数。

米国：2016年3月末における米国特許商標庁への登録人数。

(資料)日本：日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

米国：米国特許商標庁ウェブサイト (<https://oedci.uspto.gov/OEDCI/>)において、“Active Attorney”及び“Active Agent”として公表されている数値に基づき特許庁作成

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-7-6 図 民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧

主な対象者	研修名	研修概要	2015年度 延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修 [上級]	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	136 名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修 [意匠]	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	18 名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	22 名
弁理士、企業の知的財産担当者	意匠拒絶理由通知 応答研修	比較的事務経験の浅い者を対象とし、審査基準解説や演習を通じて、出願に対する拒絶理由通知書の内容を正しく理解し、応答準備や的確な対応を行う実践能力を修得する研修	11 名
弁理士、弁理士、企業の知的財産担当者	特許審査基準討論研修	特許実用新案（または意匠）審査基準の考え方について、異なる立場から討論をすることによって相互学習を行うとともに、審査基準に関して審査官が有する知識を積極的に提供し、知財専門人材の一層のスキルアップを図る研修	63 名
	意匠審査基準討論研修		13 名
中小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修 [活用検討コース]	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	26 名
中小・ベンチャー企業の知財担当者、大学の研究者	知的財産活用研修 [検索コース]	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	48 名
政府関係機関等における研究機関等の職員	知的財産権研修 [初級]	知的財産に関する業務経験が比較的浅い方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	106 名
中小・ベンチャー企業、地方自治体、政府関係機関等の方	知的財産権研修 [産学官連携]	知的財産権制度の概要について知識を有している方を対象に、当該業務を遂行するための知識・能力の一層の高度化を図る研修	26 名

1 Patent Agentの資格とAttorney at Lawの資格（州の弁護士資格）の両者を有しており、Patent Agentの業務に加えて、米国特許商標庁に対する商標の手続代理や、審決取消訴訟・侵害訴訟の代理等の法律実務も行うことができる者（Attorney at Lawの資格のみではPatent Agentの業務を行うことはできない）。

2 Patent Agentの資格を有しており、米国特許商標庁に対する特許（デザインパテントを含む）の手続代理を行うことができる者。

③情報通信技術を活用した学習機会の提供

a. eラーニングを活用した人材育成(IP・eラーニング)

「産業財産権の現状と課題」や「特許・実用新案審査基準の概要」等のeラーニング学習教材を広く一般に提供することにより、日本全国の知的財産関連人材の育成に利用されることを目指している。



IP・eラーニングトップページ

b. 研修教材の提供

INPITの各種研修で使用した研修教材のうち一部は、知的財産に携わる多くの方に活用されるようウェブサイト¹に掲載している。

④調査業務実施者の育成

a. 調査業務実施者を育成するための研修(法定研修)

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査の下調査業務を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者(サーチャー)になるための法定研修(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条)を実施している。

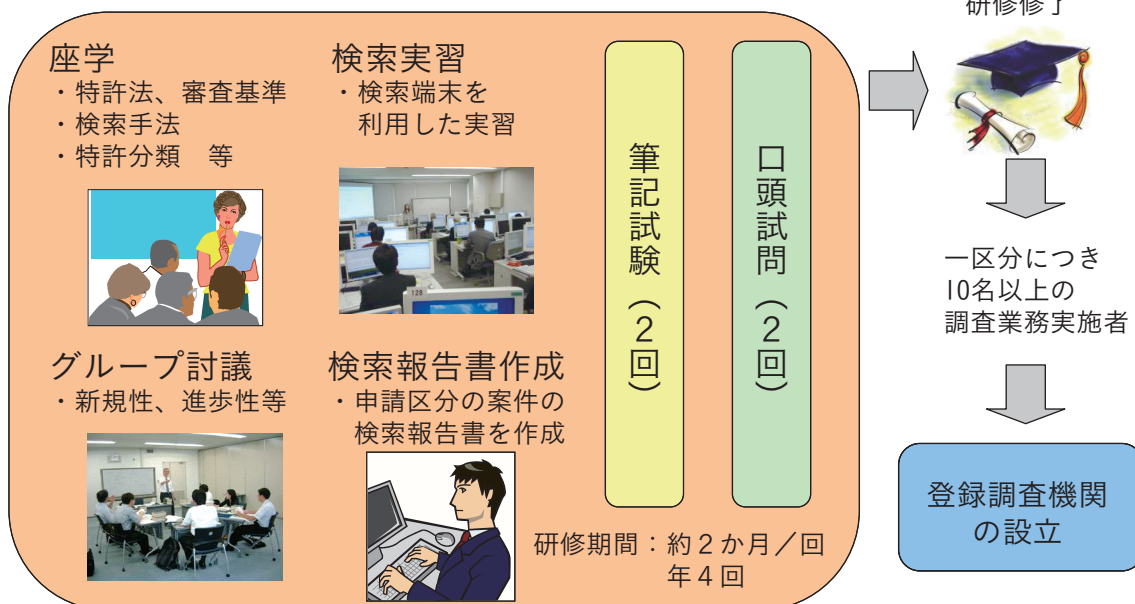
精度の高い先行技術文献調査の下調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、下調査業務に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇ 2015年度実績

延べ受講者数：608名

2-7-7 図 調査業務実施者育成研修の概要



1 <http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/kyozai/index.html>

b. 調査業務実施者スキルアップ研修

進歩性の論理付けを踏まえた検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法等を学ぶことにより、調査業務実施者の中でも指導的立場にある者に求められる能力を養うことを目的として調査業務実施者スキルアップ研修を実施している。

◇ 2015 年度実績

受講者数：34 名

⑤民間の知的財産人材育成機関との連携

INPIT は、知的財産人材育成推進協議会¹に参画し、他の参画機関と、情報交換、相互協力を行うとともに、人材育成の各種取組の普及・宣伝や、知的財産研修に関する横断的事項についての意見を集約し、政策提言を行っている。

2015 年度は、知的財産人材育成推進協議会の主催により、今後求められる知的財産人

材像を示すとともに最先端の知的財産人材育成の方法について紹介したセミナー「産業生態系の加速的変革における知財活用の新たな挑戦～次世代の知財マネジメント人材について考える～」を3回にわたり開催した。

⑥他国の知的財産人材育成機関との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPIT では、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター (CIPTC)、韓国の国際知識財産研修院 (IIPTI) との間では、定期的に会合を行い、人材育成事業に関する議論を行うとともに、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等を内容とする協力覚書 (MOC) を締結し、具体的な相互協力を進めている。

2-7-8 図 2015 年度における IIPTI、CIPTC との連携・協力事項

	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
第6回日中韓人材育成機関長会合	2015年6月 北京	3機関の協力活動について情報発信するウェブサイトについて、各機関は定期的に掲載コンテンツを提供すること等について合意した。
第4回日中韓連携セミナー	2015年6月 北京	中国国内企業の知財部員や弁理士等を対象として開催され、各国からの講演者が特許権侵害訴訟の現状や動向、具体的な裁判例等について講演を行った。
第9回日中人材育成機関間連携会合	2015年8月 東京	高校生等に対する知財学習支援などについて意見交換を行い、知的財産権に関する人材育成に関する相互協力を継続することで合意した。
第5回日中連携セミナー	2015年8月 東京	中国の講演者を招請し、我が国の企業等における知財担当者や弁理士等を対象に、中国の職務発明条例及び専利法改正に関するセミナーを開催した。
第3回日韓人材育成機関実務者会合	2015年11月 ソウル	一般向け研修のカリキュラムに係る情報の共有について、相互に研修カリキュラムに関する資料を提供すること等について合意した。
第3回日韓連携セミナー	2015年11月 ソウル	韓国の政府及び企業の知財関係者を対象として開催され、日本からの講演者が不正競争防止法の改正及び営業秘密に関する INPIT の取り組み等について講演を行った。

1 2006年1月30日に知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で決定された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて設立された。

Column 26

「TOKYO IP COLLECTION 2015」を開催しました

2015年6月13日と14日に、東京国際フォーラムにて、「TOKYO IP COLLECTION 2015」を開催しました。「TOKYO IP COLLECTION 2015」は、これからの日本を支える潜在的な知的財産権ユーザーを主な対象として、知的財産の重要性を発信し、その普及・啓発を図ることを目的としたものです。

講演会では、知的財産に関わるさまざまな分野の第一線でご活躍される方々をお招きして、知的財産の活用や今後の在り方等についてお話しいただきました。

展示会では、「夢」を「現実」にしてきた技術、懐かしの製品やデザイン、今後のライフスタイルに大きな変化をもたらす先端発明に触れることができ、知的財産がいかに私たちの生活を支えているのか多くの方に実感していただきました。

開催2日間で、講演会・展示会の来場者数は延べ3,300名を超え、多くの若者を含む幅広い年代の方で賑わうフォーラムとなりました。

また、「TOKYO IP COLLECTION 2015」のプログラムとして、株式会社KADOKAWAと協同で作成した、広報誌「Tokkyo Walker (Vol.1)」を会場配布しました。「Tokkyo Walker」は、「知的財産。聞いたことはあるけど、私とは違う世界の話では?」と思っている皆さんに是非読んで頂きたいマガジンです。Vol.1に続いて、「地方」「中小企業」「産学連携」をテーマに2015年度は計4回発行し、合計発行部数は14,400部を超え、多方面から好評を頂いたため、お陰様で来年度も継続発行が決められました。次号もぜひご覧ください!



展示会場入り口パネル



展示会場の様子



講演会場の様子



← プログラムとして配布した「Tokkyo Walker Vol.1」



特許庁 HP からご覧いただけます。

http://www.jpo.go.jp/oshirase/kouhou/tokkyo_walker.html

(3) 生徒・学生向けの人材育成

① 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

特許庁・INPITは、ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校に対し、必要な支援を実施している。これは、アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけ、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」を養ってもらうものである。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力に関する実践的な能力を養成する取組の導入と知的財産権制度に関する基本的な知識の習得を目指す取組の計画を策定し、その実践を通じて組織的な取組として定着を図っていくことを目的とした「導入・定着型」と、知的財産に関する創造力・実践力・開発力開

発事業において知的財産学習の組織的な推進体制ができ、既に知的財産学習が定着し、新たな特徴ある取組にチャレンジする学校を最大3年間支援することを目的とした「展開型」の二つに分けて募集を行っている。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業選定・評価委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、「導入・定着型」として90校、「展開型」として5校（工業：1校、農業：2校、水産：1校、高専：1校）が選定され、採択された。また、2014年度の「展開型」採択校（8校）が同委員会での評価を受け、継続することが承認され、この8校をあわせた計103校が実施することとなった。

また、同年度には、第25回全国産業教育フェア三重大会（さんフェアみえ2015）において「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」の採択校22校による成果展示・発表会を開催し、7校（展示3校、発表3校、特別賞1校）を表彰した。



25 回全国産業教育フェア三重大会（さんフェアみえ2015）「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」成果展示・発表会

②パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

特許庁は、全国の高校生、高等専門学校生や大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコンテストは、学生の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを生徒・学生が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・

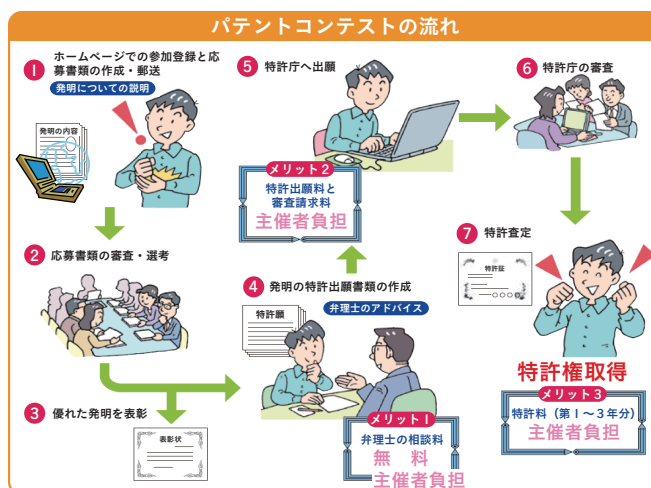
デザインを創造した生徒・学生は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。

- ・弁理士によるアドバイス（主催者負担）
- ・特許出願料 / 意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分） / 意匠登録料（第1～3年分）¹の提供

パテントコンテストは2002年度から始まり、これまでに、応募総数3,692件の中から、237件が特許出願支援の対象となり、そのうち142件が特許として登録された（2016年4月21日現在）。また、デザインパテントコンテストは、2008年度より実施しており、これまで応募総数1,588件の中から、224件が意匠登録出願支援の対象となり、そのうち178件が意匠として登録された（2016年4月21日現在）。



作品募集のポスター



コンテストの流れ

1 2015年度までは第1年分のみ提供。

Column 27

2015年度パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト特許庁長官賞 ～高校生が取得した特許権・意匠権を活用し事業化に成功～

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト特許庁長官賞は、高校生、高等専門学校生及び大学生の皆さんから応募のあった発明・デザインから優秀な作品を選考・表彰し、入賞の特典としての出願支援を受けて特許権・意匠権が付与された作品のうち、事業化に向けて顕著な取組がなされた優秀な取組を表彰する賞です。2015年度（平成27年度）には、各1件について表彰しました。なお、デザインパテントコンテストでは初めての特許庁長官賞です。

①パテントコンテスト特許庁長官賞

【特許権】特許第 4209927 号（2007 年度パテントコンテスト出願支援対象）
 【発明の名称】テンペ入りチーズの製造方法（商品名：テンペチーズ）
 【発明者】清廣 まりな、中田 拓也
 【学校名】岡山県立高松農業高等学校（出願支援当時）

同校では、農業教育活動の一環として、無熟成・無塩のチーズに大豆発酵食品であるテンペを添加したチーズを製造する研究を継続してきており、その成果の1つを本コンテストに応募したところ入賞し、出願支援を受けて2008年10月に特許権を取得しました。

2010年4月より、福谷チーズ工房（岡山市）との間で、取得した特許技術を活用して事業化に向けた共同研究を開始し、同校の後輩達が「テンペチーズ」の商品化に向けて取り組んだ結果、2012年11月に商品「テンペチーズ」の製造・販売に結実しました。

同校では、地域の農業生産組合や企業と連携した商品開発等を通じた実践的学習を進めるために「合同会社高農くすのきカンパニー」を2015年1月に設立し、同社が販売を担当しつつ、得られた利益をさらなる商品開発等の活動費に充てるなど、事業拡大に向けた取組を継続しています。



②デザインパテントコンテスト特許庁長官賞

【意匠権】意匠登録第 1410551 号（2009 年度デザインパテントコンテスト出願支援対象）
 【意匠に係る物品】ストラップ用下げ飾り（商品名：そらま MEN ストラップ）
 【創作者】谷門 里香
 【学校名】鹿児島県指宿市立指宿商業高等学校（出願支援当時）

同校の知的財産権教育の一環として、3年生全員が「指宿」をテーマに商品開発に挑戦する中、谷門氏は、地元名産のそらまめに着目し、垂れ目と広い額を生かした「ゆる～い感じ」のキャラクターとして「そらま MEN」を創作し携帯ストラップとしてデザインして本コンテストに応募したところ入賞し、出願支援を受けて2011年3月に意匠権を取得しました。

「そらま MEN ストラップ」は、同校の商業教育活動の一環として、生徒自らが仕入れ・販売・経理一切を担当する毎年恒例の学校行事「指商デパート」において販売されると口コミで評判になり、南九州地域のファミリーマートでの3週間の数量限定販売や、地元各地の土産物店等での販売に繋がるなど、地元を中心に販売網を拡大しています。

同校は、2012年度には全国初の取組として、全校生徒が出資して「株式会社指商（いぶしょう）」を設立し、意匠権に基づく商品化許諾契約を締結して「そらま MEN」を用いた新商品の企画立案、試作品作成等を実施するなど、事業拡大に向けた取組を強化しています。



2

知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治18年4月18日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

2016年度（平成28年度）は、4月18日に東海大学校友会館において表彰式を開催した。



経済産業大臣表彰受賞者



特許庁長官表彰受賞者

(1) 知的財産権制度関係功労者表彰

① 経済産業大臣表彰

（五十音順／敬称略）

千田 伏二夫（岩手県）

【株式会社千田精密工業代表取締役】

■岩手県発明協会会長として、知財総合支援窓口事業の立ち上げにあたり、地域関係機関と連携を図りつつ、円滑な事業運営に尽力。特に、東日本大震災の被災企業に対する支援を強く意識した事業計画、運営を推進し、地域の復興にも寄与。加えて、震災翌年に県内6つの少年少女発明クラブ員と被災沿岸地域の子供達を招待した夏休み交流会を盛岡市で実施。これにより、被災沿岸地域では発明クラブ設立の気運が高まり、平成28年4月の宮古市少年少女発明クラブの開講に繋がるなど、次世代の知的財産権制度の担い手の育成及び地域の知的財産教育の発展に貢献。

■非鉄精密部品成形や組立てを主力とする精密部品加工の中小企業経営者として、難易度の高い加工に応え続ける熟練技術者集団を目指し、英国企業との国際ライセンス契約締結、F1用レース車両の精密部品の供

給をはじめ、オープンイノベーションや経験に基づくノウハウの秘密管理など知的財産権を戦略的に活用した企業経営を展開。

■地域の大学、高等専門学校で講師を務めるほか地域での講演を積極的に行い、自身の知見、経験を提供するなど、地域企業の知的財産権の活用に貢献するほか、特許庁及び工業所有権情報・研修館が主催するセミナー等でも講演を行うなど幅広く知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

② 特許庁長官表彰

石橋 一郎（福岡県）

【株式会社安川電機 技術開発本部知的財産担当技師長】

■福岡県発明協会会長等、日本知的財産協会中国・四国・九州地区協議会幹事を歴任。知的財産関連団体への積極的な関わりをいかり、平成26年度に初めて両団体共催による特別講演会を開催するなど地域における知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

■株式会社安川電機技術開発本部知的財産部長としての知識、経験をいかし、長年に

わたり地域の大学及び大学院において非常勤講師を務め、知的財産に関する実務的な基礎知識の習得等を目的とした講義を担当し、地域の知的財産人材の育成に貢献。加えて、特許庁職員の研修講師を長年務めるとともに、企業向け研修の受け入れにも積極的に協力するなど、特許庁職員の人材育成に貢献。

かとう こういちろう
加藤 浩一郎（東京都）

〔金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科 専攻主任・教授〕

■知的財産教育協会において、平成16年から民間試験として開始した「知的財産検定」に立ち上げから試験委員として関わり、平成20年から国家試験である「知的財産管理技能検定」に移行後は、技能検定委員（統括）を務め、検定試験の設計、開発活動、試験問題作成のマネジメント等に尽力。また、自ら試験官も務めるなど当該検定試験の円滑な実施に寄与し、知的財産権に関する人材の育成に貢献。

■金沢工業大学大学院教授として、多数の知的財産権に関する授業を実施し、知的財産教育研究・専門職大学院協議会理事を創設から歴任するなど、知的財産権に関する人材の育成に貢献。また、知的財産権に関する著書、論文を多数発表しているほか、一般向けの講演活動にも積極的に協力するなど知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

こじょう はるみ
古城 春実（東京都）

〔弁護士（桜坂法律事務所 パートナー）〕

■知財法務に精通する弁護士として永年業務に精励するとともに、東京高等裁判所知的財産部判事等を歴任。豊富な知財法務の経験に基づき、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会委員として「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」の取りまとめに参画するなど、知的財産権制度の改善発達に貢献。

■日本弁護士連合会において、知的財産センター意匠・商標・不正競争プロジェクトチーム座長を務め、各種政策提言の立案に尽力。加えて、工業所有権情報・研修館の営業秘密・知財戦略相談窓口の担当弁護士として、緊急性や高度な法律知識が要求される事案に適切に対応するなど、知的財産権行政に貢献。また、法科大学院で知財法曹人材の育成に尽力するほか、法解釈等に関する著書論文等を多数発表するなど、知的財産権制度の発展に幅広く貢献。

はぎはら つねあき
萩原 恒昭（千葉県）

〔凸版印刷株式会社法務本部法務本部長〕

■日本知的財産協会や日本経済団体連合会など、知的財産関連団体の運営に深く携わり、特に日本知的財産協会理事長として、我が国のみならず欧米、アジア各国の政府機関等との交流を通じ、知的財産権制度の運用の調和等に貢献。また、同協会が主催する知的財産権研修会の講師を多年にわたり務めるなど、多くの知的財産権に関する人材の育成に貢献。

■産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会審査基準専門委員会委員として、『『進歩性』ケーススタディ』の審議に関与。また、知的財産分科会特許制度小委員会委員として、職務発明制度の見直しを含む特許法改正の審議において、産業界及び企業の立場から意見発信をするなど、知的財産権制度の改善発達に貢献。

は とり わたる
羽鳥 亘（群馬県）

〔弁理士（羽鳥国際特許商標事務所所長）〕

■経済産業省関東経済産業局広域関東圏知的財産戦略本部に専門家の立場として参画し、特に中小企業者への支援の充実を積極的に提案。また、日本弁理士会関東支部長として、広域関東圏知的財産推進計画の実現のため、平成25年度から中小企業・個人向けの「知財セミナー」を企画・実行し、都市部だけでなく、弁理士の少ない地域で

の開催に努めるなど、関東地域における知的財産制度の普及・啓発に貢献。

- 群馬県知的財産戦略会議委員に唯一の弁理士として参画し、特許庁への手続の留意点や国、県等の支援制度を解りやすくまとめた中小企業向けの「知的財産普及・啓発リーフレットの作成」を提言。また、発明協会群馬県支部における無料相談員を長年務め、多くの個人・中小企業等からの相談に尽力するなど、地域における知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

① 経済産業大臣表彰 (表彰区分/五十音順)

[特許活用]

旭硝子株式会社(東京都)

- 知的財産を事業戦略の重要な資源かつツールと位置づけ、経営トップに知財活動方針を報告。事業に貢献する知財の取得とグローバル戦略を意識しながら、事業部門－開発部門－知財部門が協議のうえで出願戦略を決定。近年、事業戦略及び知財戦略を強化するため、戦略的標準化に取り組む組織を知的財産部に新設し、全社を挙げてオープン・クローズ戦略を推進。
- リスクマネジメント基本方針に特許侵害リスクや技術情報漏洩リスクを含め、その管理状況を評価し経営会議や取締役会に報告・審議。グループ全体の従業員の配置を見える化した人材データベース「スキルマップ」の専門分野の一つに知的財産を設け、国別に行う知財スキルネットワーク活動で知財活動と知財人材育成を組織横断的に取り組んでいる。
- FIFA W杯ブラジル大会では、BtoB企業で初めてブランドライセンス権を取得し、世界初の競技者用ベンチ向けガラスルーフを供給し、その材料として採用した「Dragontrail®X」の優れた強度特性をアピール。2015年には、北陸新幹線のすべての車両に鉄道用安全ガラスを搭載、ミラノ国際博覧会の日本館に各種ガラス素材を提

供するなど、グローバルブランディングプロジェクトを強力に推進。

株式会社デンソー(愛知県)

- 「知財戦略無くして事業戦略無し」を基本コンセプトに、事業戦略と一体化した知財戦略を実施。北米、欧州、中国のテクニカルセンターの知財組織や、BRICsにおける競合他社の特許監視体制を強化。各国シェアを考慮したうえで特許力バランスを数値化し、開発の方向性を各技術部門に提示するなど、グローバルで知財活動を強化。
- 開発段階から市場ニーズと自社の立ち位置の分析を行い、特許の攻めどころを明確にしたうえで勝ちシナリオを構築。知財活動の指標を「件」ではなく「円」にすることで、知財の価値と他社への優位性を顕在化し、全社の知財活動に対する位置づけを高揚。知財部員には1、2年におよぶ実務研修や海外研修など、レベルに合わせた知財人材育成に取り組んでいる。
- 世界初となる製品の重点的な特許網構築活動に加え、オープンイノベーションによる特許活動を推進。「QRコード」(子会社に事業移管)の特許権・商標権を無償で公開し国際標準化したことで、世界中の物流や情報表示の効率性・信頼性の飛躍的な向上に貢献。国内外の大学との共同研究開発は年間約300件を有し、近年は地域の知財マッチングイベントへの積極的な参画を通じて、特許権を中小企業に開放する活動を強化。

日産化学工業株式会社(東京都)

- 国内初の化学肥料メーカーとして創業、その後業容を拡大し、成長の柱であるライフサイエンス及び機能性材料分野で生まれた発明を数多く事業化。中でもディスプレイ用電子材料では、ポリイミド樹脂を原料とする液晶配向材シリーズ「サンエバー®」が1980年代前半から採用され、世界トップクラスのシェアを維持。

■研究成果と知的財産が事業の根幹であるとの考えのもと、知財の取得にとどまらず、訴訟による権利行使にも相応の価値があると判断、1990年以降、農薬分野では世界各国の競合を相手に特許権侵害訴訟を提起。知財部門は経営層に「戦う特許部」と称され、現在も医薬分野において国内外で複数の訴訟を提起し、それを実践。

■自社開発の知財管理システム「PATNETS」にあらゆる知財情報を集積。事業、研究及び知財の各部門が共同で、出願時から各フェーズで事業可能性や収益性に関する実績、期待値などを評価・蓄積し、権利維持の要否に反映。加えて、製品と関連づけられた知的財産権のほか、ノウハウ、調査・監視、契約、活動記録、知財論説等の情報を一元管理・共有し、関係部署と密に連携できる体制を構築。

国立大学法人山口大学（山口県）

■知財ポリシーを全学でまとめ、知財の取組姿勢を学内外に表明。知財関連業務は、大学研究推進機構内の知的財産センターで一元管理。2013年度から大学初となる知財教育を全学部必修化し、知財人材の裾野を拡大。2015年7月には、知財教育唯一の「教育関係共同利用拠点」として国から認定を受け、蓄積してきた知財教育テキスト、教育・評価のノウハウ等を全国の大学に発信・伝承する取組を開始。

■大学初の特許インストラクター制度を毎年実施。独自の特許情報検索システム（YUPASS）を用いた講習会で学内外者を養成し、実技試験により特許情報検索インストラクターや特許マップ作成インストラクターに学長名で認定。これまで766人が認定され、国や他大学等約130校から見学を受け高い評価。

■2015年10月には、単独特許の無料開放制度を開始。大企業は3年、中小企業は5年の間、実施料を無料とすることで企業の事業化検討のハードルを下げ、大学の研究成

果の活用促進と地方創生への貢献。また、研究ノート「リサーチラボノート®」を大手文具メーカーと共同開発し、全国500大学の生協を通じて累計約50万冊が販売され、共同研究や受託研究のトラブル回避、併せて研究不正防止意識の醸成に貢献。

〔意匠活用〕

株式会社ロゴスコポーレーション（大阪府）

■「中小企業が大企業に勝つためには法的根拠が必要」との考えに基づき、知財の権利化や活用を積極的に取り込むことで、高付加価値製品の展開及びブランド力強化を図るビジネスモデルを構築・推進。「世の中にないものを創り出せ」の一貫したポリシーのもと、「気楽に楽しめる欧米のキャンプ文化」の国内浸透を目標に知財を積極的に取得・活用することで、日本独特の新しいアウトドア文化を創出。

■特許・意匠は製品開発部門、商標は広報部門が、直接経営層と協議できる体制を構築し、各部門が営業部門と連携しながら経営戦略に沿った製品企画やブランディング戦略をスピーディーに実行。中小企業の強みである機動力と知財ミックス戦略で日本を代表するアウトドアブランドの地位を確立。権利侵害に対してはその都度警告書を発出し、それを無視する侵害者には税関による差止措置など、「知財にうるさい企業」として認識され、その抑止力に効果を上げている。

■製品企画から市場投入までのスピードを重視した迅速かつ積極的な出願を行うとともに、シンプルな構造のデザインを出願する場合は秘密意匠制度を活用。オープン料理や鍋料理が1台で楽しめるグリル「LOGOS the KAMADO」は、秘密意匠と特許の知財ミックスで保護したヒット商品。

〔商標活用〕

オリオンビール株式会社（沖縄県）

■オリオンの由来は、一般公募により「南の

空に輝くオリオン座」から命名されたもの。沖縄のイメージを象徴する登録商標「Orion」は、商品ブランドとしての認知のみならず、沖縄の食文化の代表として、アジアを中心に国内外に広く認知されている。商品デザインのライセンスや、地元の大学・高専や工業技術センターとの共同研究なども行っており、地域産業への貢献度は高い。

■近年、商品のバラエティ増加に伴うブランド戦略に加え、海外展開を加速させるため、東アジアをはじめ北米、南米、ロシア、オーストラリアなど10数か国で「Orion」商標を権利化。模倣品や冒認出願に関しては、積極的に情報共有を図り、侵害を確認した場合は警告や差止請求により適切に対処している。

■毎年、「Orion」ブランドを活用し、ライブステージも楽しめる「オリオン・ビアフェスト」等のイベントを本島や離島で開催。地元アーティストがオリオンビールをモチーフに製作した楽曲は、CMソングやお祝いの席で歌われるなど、地域活性化への相乗効果をもたらしている。名護工場には、ビールの製造工程が見学できる「オリオンハッピーパーク」を併設し、国内外の観光客向けに「Orion」ブランドの浸透を図っている。

②特許庁長官表彰

(表彰区分/五十音順)

[特許活用]

オージー技研株式会社(岡山県)

■知的財産権の重要性や知財活動の意義に対する経営層の理解度は高く、営業・開発・知財の各部門の連携により、知財活動状況やリスク情報の報告をボトムアップで積極的に実施できる体制を構築。事業戦略上、重要な出願は早期審査・面接審査や不服審判、審査請求料や登録料・年金については減免制度と、制度・施策をフル活用するなど、知財コストの意識も高い。

■国内約40%のトップシェアを占める介助入浴装置は独自の特許マップを作成し、関連

部門と情報共有を図りながら製品開発や戦略的な出願に活用。特許ウォッチングをルール化することで、競合他社との特許係争リスクを低減。2014年からは知財管理システムを導入し、手続期限等の管理はもとより、データ化した知財関係書類のすべてを一元管理できるよう知財管理環境を整備。

■特許権に重点を置きつつ、その補完としての意匠権とグローバル展開に重要な商標権の取得・保護により、事業活動の円滑化と他社商品・サービスとの差別化を図る知財ミックス戦略を実践。グローバル展開を見据え、2015年5月に掲げた新ブランド「OG Wellness®」を国内外10数か国に商標出願。岡山から世界に向けて、リハビリテーション機器の総合メーカーとして、「元気と笑顔」の創出に取り組んでいる。

竹本油脂株式会社(愛知県)

■界面活性剤の一つである繊維処理剤は世界シェア50%を超え、特許に裏打ちされた技術とノウハウにより業界トップの座を確立。研究開発型企業として、研究者が営業から製造まで関わることでダイレクトにニーズをつかみ、高品質な製品を効率よく提供できるスタイルを確立するため、従業員の3割が研究職に従事。

■知財法務室の専属担当者のほか事業別に知財リエゾンを配置し、事業戦略とともに知財戦略の活用を視野に入れ、執行役員をヘッドに体制強化。知財戦略部会を設置し、知財活動状況や出願状況、他社の知財戦略動向等を共有。知財教育にも重点を置き、新入社員向けの知財研修をはじめ、研究者向けに知財セミナーや弁理士による講習会、社内カリキュラムを用いた集中講座を実施し、知財人材育成に取り組んでいる。

■産学官連携プロジェクトにおいて、大学や大手ゼネコンとECM(エネルギー・CO2・ミニマム)セメントを共同開発し、エネルギー消費とCO2排出を6割以上削減できることを確認。地球温暖化防止の観点で国が

ら高い評価を獲得。さらに、「アミロイド形成阻害剤の製造方法」の特許取得や、ごま油を活用したスイーツの商品化など、産学共同の研究にも貢献。

株式会社トキワ（岐阜県）

- 知財部門はグローバルテクノロジーセンター内に独立で設置され、85名の研究員を有する研究開発型企業。センター長を担う担当役員が会社方針を直接指示するなど、開発業務と知財業務が迅速に連携できる体制を構築。特許情報は開発テーマや分野ごとに収集し、特許公報の回覧、パテントマップの作成などによりプロジェクトや開発に活用。特許出願前の技術資料はタイムスタンプを利用することで、先使用权の立証資料として効率的かつ厳重に管理。
- 社員採用時の知財研修は必修化とし、早い時期から知財に対する認識を高く持たせ、開発業務に臨める環境を整備。弁理士を招いて知財に関する講演や実務に直結した勉強会を行うほか、全社員を対象とした出願・登録・売上の各フェーズでの報奨金を年1回センター内で表彰状とともに授与し、知財意識の向上とインセンティブの付与を図っている。
- メイクアップ化粧品の内容物と容器をセットにした開発を強みとし、中でもメカニカルペンシル分野の開発は、取引先のコストダウンに寄与するため、内部機構の部品点数を極力減らしつつ従来以上の性能を備える数多くの特許を出願。ほとんどの化粧品大手と取引があり、売上の35%は海外メーカー。OEMとして、自社製品の強みを特許

とノウハウでしっかり守り、信頼性を担保することで継続的に発展。

兵神装備株式会社（兵庫県）

- 一軸偏心ねじポンプの国内シェア約90%を占める「ヘイシンモノポンプ®」。市場は、食品、化学、製紙、土木・建築、下水道など多岐にわたり、近年は自動車分野や電子機器分野に拡大し、自動車は国内のほぼ全メーカーに供給。ほかに国内の専門メーカーは無いが、主に欧州から流通する製品の排除目的で知財は重要であるとの認識のもと、欧州のほかアジア圏への権利化を進め、形状が特徴的な製品は特許に加え意匠も出願。
- 近年、技術部に知財チームを設置するとともに、経営層をヘッドに権利化等を判断する特許審査会、商標・ブランド戦略を審議する営業部門会議、報奨金を審査する発明実施報奨委員会を組織するなど知財体制を強化。2006年からは毎年「発明大会」を開催し、報奨の授与や記念講演を行い、知財意識の向上を図っている。
- 知財人材の育成として、技術者には知識レベルや担当業務に合わせた階層別の特許勉強会、営業部員には特許・ブランドと秘密保持契約といったテーマの知財勉強会など、部門ごとに勉強会を実施。2014年には、地域中小企業異業種7社からなる「関西中小企業知財交流会」を立ち上げ、「知財人材教育」、「訴訟対応」など、ざっくばらんに意見交換や相互アドバイスができる場として、中小企業の知財活動の充実化に貢献。